

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

政策等の題名：「杉並区住宅マスタープランの改定(案)」

政策等の案の公表の日：平成25年12月21日

意見提出期間：平成25年12月21日から平成26年1月20日まで(31日間)

上記の政策等の案について意見提出手続を行った結果、1件の意見の提出がありました。

提出方法別の件数及び項目数は、以下のとおりです。

提出方法	件数(A+B)	人数(A)	団体数(B)	項目数
文書	0			
F A X	0			
電子メール	0			
ホームページ	0			
その他	1	1		1
合計	1	1	0	1

注1)件数:提出件数(但し、同一主体から複数回に分けて寄せられた意見については1件とする)

注2)項目数:寄せられた個人毎の意見の総数(例 提出件数2件 A氏:2項目、B氏:3項目 項目数:5)

お寄せいただいたご意見と、ご意見を考慮した結果(区の考え方)や理由等について下記のとおりまとめました。

意見の分類	提出意見	項目数	提出意見を考慮した結果(区の考え方)とその理由等
住宅確保要配慮者向けの住まい環境の整備	高齢化の進行により老々介護者が増加している。収入に応じて入居できる施設建設が必要である。また、医療費負担が大きく、治療が十分受けられない低所得者に対する施設も必要である。	1	ご指摘の内容については、高齢者等が経済状況や身体状況等に応じて、住まいや施設の選択ができるよう、住まい環境の整備を図ることとしており、今回の住宅マスタープランに記載しております。

問い合わせ先

住宅課管理係 向坂・福井

電話03 - 3312 - 2111 内線3532